

聖籠町告示第101号

聖籠町信用保証料補給規程を次のように定める。

平成28年12月2日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町信用保証料補給規程

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の中小企業者が、新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証により金融機関から貸付を受けた場合に、保証協会に対し支払うべき信用保証料の一部を予算の範囲内で補給することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この告示は、町が行う中小企業制度資金の融資を受け、かつ、保証協会の保証承諾を受けた者について適用する。

(補給対象資金及び補給率)

第3条 この告示による補給の対象となる資金及び補給率は、別表のとおりとする。

(業務契約)

第4条 町は、信用保証料補給業務開始に当たり、保証協会と信用保証料の補給に関する契約を締結して行うものとする。

(信用保証料補給の方法)

第5条 信用保証料の補給は、前条の契約に基づき保証協会が発行する補給保証料請求書の内容を精査確認のうえ、支払うものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補給対象資金名	貸付額	補給率
聖籠町地方産業育成資金	300万円以下	100%
聖籠町中小企業不況対策特別資金	300万円超 700万円以下	75%
聖籠町中小企業振興資金	700万円超 1,000万円以下	50%
聖籠町無担保無保証人融資資金		

ただし、貸付額は保証協会の信用保証により金融機関が町内の中小企業に貸付けた額とする。